

建建監 第 31 号
令和7年11月26日

京都府建設業協会京都支部 様

京都市建設局建設企画部監理検査課長
(担当：検査担当 3548)

監理技術者等の雇用関係を確認する書類について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要となっております。

令和7年12月2日以降健康保険被保険者証の使用が停止されることに伴い、今後の工事関係書類として添付される監理技術者等の雇用関係を確認する書類については、以下のいずれかの書類（事業所名の記載のあるものに限る）と定めましたのでお知らせします。

雇用関係を確認する書類（いずれも写し可）	
①	監理技術者資格者証
②	所属会社の雇用証明書 (氏名、事業所名、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があるもの)
③	健康保険情報のうち以下のいずれかの書類（事業所名の記載があるものに限る） ※保険者番号、記号、番号、枝番及び QR コードは黒塗り ・ 資格情報のお知らせ ・ 資格確認書
④	住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
⑤	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
⑥	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
⑦	源泉徴収票
⑧	これらに準ずる資料